

議案第101号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

専決処分第13号

令和2年度 清水町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度清水町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	256,759 千円	31 千円	256,790 千円
第1項 営業費用	238,001 千円	31 千円	238,032 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	18,996千円	31 千円	19,027 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年11月27日

清水町長 阿 部 一 男

令和2年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第3号)
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

(単位：千円)

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			256,759	31	256,790
	1. 営業費用		238,001	31	238,032
		3. 総係費	28,108	31	28,139

令和2年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第3号）
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
1. 水道事業費用			256,759		31	256,790				
	1. 営業費用		238,001		31	238,032				
		3. 総係費		28,108		31	28,139	2. 手当	△ 41	職員手当 △ 41
								3. 法定福利費	72	職員共済費 72

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		9,388	5,037	14,425	4,602	19,027	
補 正 前		3		9,388	5,078	14,466	4,530	18,996	
比 較		0		0	-41	-41	72	31	

手当の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補 正 後	3,297	219	0	377	744	400	0
	補 正 前	3,338	219	0	377	744	400	0
	比 較	-41	0	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
手 当	-41	制度改正に伴う増減分	-41	
		その他の増減分		